

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達協定対象外）に付します。

公告第 3 2 号

令和 7 年 5 月 2 7 日

分任支出負担行為担当官

防衛装備庁航空装備研究所

管理部会計課長 廣瀬 末人

1 工事概要

- (1) 工事名 3 2 8 棟（総合誘導試験場）雨漏補修工事
- (2) 工事場所 防衛装備庁航空装備研究所（東京都立川市栄町 1－2－1 0）
- (3) 工事内容 本工事は、3 2 8 棟（総合誘導試験場）屋上及び塔屋からの雨漏りに対して必要な防水補修工事を実施するものである。
- (4) 工期 令和 7 年 1 2 月 2 6 日まで
- (5) 本工事における主任技術者の専任を要しない。
- (6) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和 7・8 年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「防水」で級別の格付を受け、北関東防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2) の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 防衛省競争参加資格の「防水」に係る等級（審査結果通知書の記 3 の等級）が「A」、「B」又は「C」等級であること。
- (5) 平成 17 年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した工事の内、防水工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構

成員としての実績は、出資比率が 20%以上のものに限る。)

なお、当該実績が平成 13 年 12 月 25 日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）

（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、施行成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が 65 点未満のものを除く。また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が 65 点未満のものを除くこと。

- (6) (5)の施工実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事（平成 13 年 12 月 25 日以降に完成した工事で 65 点以上。）の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者。

- (7) 次の基準を全て満たす主任技術者を当該工事に配置できること。

ア 主任技術者は、2 級建築施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者である。

イ 平成 17 年度以降入札公告日までに (5) に掲げる工事の経験を有する者である（原則、着工から完成まで従事している。）。

なお、当該経験が平成 13 年 12 月 25 日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、評定点合計が 65 点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が 65 点未満のものを除く。

- (8) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、北関東防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第 150 号。28.3.31）に基づく指名停止を受けていないこと。

- (9) 入札に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がないこと。

- (10) 北関東防衛局又は南関東防衛局の管轄区域内（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、長野県、神奈川県、山梨県、静岡

県)に本店、支店又は営業所が所在すること。

- (11) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者ではないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒190-8533 東京都立川市栄町1-2-10

防衛装備庁航空装備研究所

管理部会計課調達係 担当：小島

TEL：042-524-2411（内線 640）

FAX：042-524-2421

(2) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間 令和7年5月27日から令和7年6月11日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く。）の毎日、午前9時から午後5時まで

イ 交付場所 (1)に同じ。

ウ 交付方法 手渡し、FAXまたは電子メールにより交付を行う。

(3) 申請書及び資料の提出期限等

ア 提出期限 令和7年6月11日 午後5時

イ 提出方法 (1)に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）する。

(4) 入札書の受領期限等

ア 受領期限 令和7年7月7日 正午

イ 提出方法 (1)に持参又は郵送等する。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和7年7月14日 午後1時30分

イ 場所 防衛装備庁航空装備研究所 管理棟1階入札室

4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 入札保証金 免除

- (3) 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行虎ノ門代理店（みずほ銀行 虎ノ門支店 お客様サービス2課））。ただし、銀行との間の連帯保証状をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金額の10分の1（予決令第86条の調査を受けた者との契約につい

ては請負代金額の 10 分の 3) 以上とする。

- (4) 入札の無効 次に掲げる入札は無効とする。
 - ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札
 - イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札
 - ウ 入札に関する条件に違反した入札
- (5) 落札者の決定方法 予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (6) 配置予定の主任技術者の確認 落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の主任技術者の専任制違反の事実が確認された場合に、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定の主任技術者の変更を認めない。
- (7) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条の規定に基づいて作成された基準を下回っている場合は、予決令第 86 条の調査を行うので、協力しなければならない。
- (8) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (9) 契約書作成の要否 要。
- (10) 関連情報を入手するための照会窓口 3 (1) に同じ。
- (11) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加 2 (2) に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も 3 (3) により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (12) 詳細は、入札説明書による。

防衛装備庁仕様書			1/7
品 件 名	328棟（総合誘導試験場）雨漏補修工事	仕様書番号	GAB3-GA-022
		作成年月日	令和7年5月15日
		作成部課名	航空装備研究所 管理部会計課

1 総則

1. 1 適用範囲

本仕様書は、328棟（総合誘導試験場）雨漏補修工事（以下「工事」という。）について規定する。

1. 2 関連文書

この仕様書に関連する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。ただし、本契約締結後に当該文書に改訂があった場合には、その適用について発注者と協議するものとする。

- （1）公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和4年版）（以下「改修標準仕様書」という。）
- （2）消防法（昭和23年法律第186号）
- （3）労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- （4）建設業法（昭和24年法律第100号）
- （5）公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）
- （6）公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年3月9日）
- （7）工事監督の実施細目について（通知）（防整技第7165号28.3.31）
- （8）工事検査の実施細目について（通知）（防整技第7166号28.3.31）
- （9）工事現場等における施工体制の点検要領について（通知）（防整技第6946号28.3.31）
- （10）石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）
- （11）大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- （12）石綿事前調査結果等報告書（令和6年度）
- （13）個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- （14）個人情報保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）

2 一般事項

2. 1 規則遵守

駐屯地内への出入り及び施設への立入について必要な手続きを行うとともに、駐屯地内における行動については関係職員の指示を厳守すること。

2. 2 補償

既存の施設及び機器について、汚損又は損傷のないよう適切な養生を行うこと。

また、施設、機器及び職員等に損害を与えた場合は、受注者の責任において復旧及び補償を行うこと。

2. 3 環境整備

工事場所は、常に整理、清掃を行い、工事が完了し検査を受ける際には、当該工事に関する部分及び周辺の後片付け並びに清掃を行うこと。

2. 4 防火

火気の使用や溶接作業を行う場合は、火気の取扱に十分注意するとともに、消火器の準備、防災シートを設けるなど、防火措置を講ずることとし、終了後は十分に点検を行い、異常の有無を確認すること。

2. 5 喫煙

喫煙は、指定された場所において行い、消火を確実にすること。

2. 6 負担区分

本工事の施工に必要な工具及び消耗品等は、受注者の負担とする。

3 工事に関する要求

3. 1 工事概要

本工事は、328棟（総合誘導試験場）屋上及び塔屋からの雨漏りに対して必要な防水補修工事を実施するものである。（別図参照）

3. 2 工事内容

3. 2. 1 3階執務室屋上

- (1) 防水補修を施す箇所にケレン清掃を実施し、その後、高圧水洗浄を実施するものとする（385.8㎡）。
- (2) 既存のアルミ笠木をブラケット金具を残して撤去するものとする（65.7㎡）。
- (3) 既存の立上り及び側溝部防水層（アスベスト含有）を撤去するとともに、仮防水工事を施すものとする（65.7㎡）。
- (4) (3) 実施後、カチオン系下地調整材による下地調整を実施する（65.7㎡）。
- (5) 既存伸縮目地を撤去するとともに、新たにシーリング材を充填するものとする（286.5㎡）。
- (6) 平場についてカチオン系下地調整材による下地調整を実施するものとする（419.7㎡）。
- (7) (6) 実施後、通気緩衝工法によるウレタン防水を実施するものとする（385.8㎡）。
- (8) 立上り部分についてメッシュ工法と同等の強度・耐久度をもつ密着工法によるウレタン防水を実施するものとする（65.7㎡）。
- (9) 建物側の立上り部分についてメッシュ工法と同等の強度・耐久度をもつ密着工法によるウレタン防水を実施するものとする（11.5㎡）。
- (10) 側溝部内側立上り部分についてメッシュ工法と同等の強度・耐久度を密着工法によるウレタン防水を実施するものとする（65.7㎡）。
- (11) 手摺架台（小27箇所、大11箇所）についてメッシュ工法と同等の強度・耐久度をもつ密着工法によるウレタン防水を実施するものとする。
- (12) 水切り金物をシールごと撤去するものとする（11.5㎡）。
- (13) 新たに脱気筒（SUS製）を新設するものとする（7箇所）。
- (14) 既設ドレンに改修用ドレン（鉛製・ストレーナー共）を設置するものとする（6箇所）。

3. 3 安全管理

作業にあたっては、仮設養生を施し、安全管理に注意を払うものとする。

4 施工期間及び施工日時

4. 1 施工期間

契約締結日の翌日から令和7年12月26日（金）までとする。

4. 2 施工日時

原則として、月曜日から金曜日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）の08：30から17：15の間とする。なお、施工日についてはあらかじめ工程表を作成し、監督官と調整のうえ決定するものとする。

5 施工場所

防衛装備庁航空装備研究所（東京都立川市栄町1-2-10）

6 監督

3.2項の実施にあたり、3.2.1項の関連文書（7）及び（9）に基づき、施工体制、工事内容及び進捗状況等を監督する。

7 検査

3. 2項について、1. 2項の関連文書（8）及び工事完了報告書に基づき検査を実施する。

8 その他の指示

8. 1 提出書類

提出書類は、表3のとおりとする。なお、本工事を行う上で、建設業法第2条に規定する29業種の工事を行う者は、工事実施前に同法の第3条に規定する許可証明書、同法第19条の2に規定する現場代理人等通知書（別紙様式第1）（途中変更する場合にあっては現場代理人等変更通知書（別紙様式第2））及び同法第24条の7に規定する施工体制台帳の写しを官に提出し監督を受けるものとする。

なお、書類の作成にあたり、1. 2項（13）及び（14）に該当する事項がある場合、事前に官と調整の上、作成するものとする。

表1 提出書類

番号	名 称	数量	提出時期	提出場所	備 考
1	建設業許可証明書	1 部	施工前	防衛装備 庁 航空装備 研究所	
2	現場代理人等通知書 （別紙様式第1）	1 部	施工前		
3	施工体制台帳の写し	1 部	施工前		
4	現場代理人等変更通知書 （別紙様式第2）	1 部	速やかに		
5	工程表	1 部	契約締結後 14日以内		
6	完成通知書 （別紙様式第3）	1 部	検査実施前		
7	工事完了報告書	1 部	検査実施前		施工前後及び施工時の 写真を添付する。

8. 2 官側の支援

受注者は、仕様書に規定する作業を実施するにあたり官の施設、設備等を使用する必要がある場合、予め監督官と協議の上、発注者の支障のない範囲内において無償で支援を受けることができる。

8. 3 発生材の処理

本工事により生じた発生材は、監督官と調整のうえ、受注者の責任において適切に廃棄、処分するものとする。

8. 4 アスベストについて

石綿事前調査結果等報告書（令和6年度）においてアスベスト（石綿）の含有が判明しているので、受注者は関係法令に基づき必要な措置を行うものとする。

8. 5 その他

本工事の施工にあたっては、受注者は発注者と十分に調整を行うものとする。なお、この仕様書について疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議するものとする。

現場代理人等通知書

令和 年 月 日

発注者

受注者 住所

氏名
担当者名
連絡先

令和 年 月 日付をもって請負契約を締結した について
(契約書条項による) に基づき現場代理人等を下記のとおり定めたので別紙経歴書を添えて通知します。

記

現場代理人氏名

主任技術者又は
管理技術者氏名 ※

専門技術者氏名

※「別紙（様式任意）」「資格者証（写し）」を添付する。

令和 年 月 日

発注者

受注者 住所

氏名
担当者名
連絡先

現場代理人等変更通知書

工事名：

令和 年 月 日付けで通知した上記業務の（現場代理人・管理技術者・主任技術者）を下記のとおり変更しましたので、（契約書条項による）に基づき通知します。

記

現場代理人等変更年月日	令和 年 月 日
変更する現場代理人等区分	

旧現場代理人等氏名	新現場代理人等氏名
変更事由	

※「資格者証（写し）」を添付する。

令和 年 月 日

発注者

完成通知書

受注者 住所

氏名
担当者名
連絡先

下記工事は、令和 年 月 日付をもって完成したので（契約書条項による）に基づき通知します。

記

1. 工事名
2. 請負代金額 ￥
3. 契約年月日 令和 年 月 日
4. 完成期限 令和 年 月 日

※「別紙（様式任意）」「資格者証（写し）」を添付する。

-
- （注） 1. 完成年月日及び提出日は実際に完成した年月日
2. 完成期限は工事請負契約書記載の完成期限
3. 検査願を兼ねる文言を付記することができる。

